

通常の医療費控除用

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例は受けられません。

A	→	申告書1面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑦医療費控除」の欄に転記します。
B		
C	←	申告書1面の「2 所得金額」の「合計(①～⑥+⑩+⑪) ⑫」の金額を転記します。 (注)次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得(分離課税分を除きます。)及び山林所得がある場合は、その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合は、その所得金額(特別控除前の金額)
D	←	
E		
F		
G	→	